

まちづくり三法の見直しについて

1. まちづくり三法とは

大店法 (S49~H12) の廃止 ⇒ 中小小売業者との商業調整の廃止
⇒ いわゆる「まちづくり三法」の制定

大店立地法 (H12~)

大型店の立地に際して、「周辺的生活環境の保持」の観点からの配慮を求める。

都市計画法の改正によるゾーニング (土地利用規制) (H10~)

地域毎に大型店の適正な立地を実現。
大型店の郊外立地を制限する必要があると市町村が判断した場合の土地利用規制制度を措置。(特別用途地区、特定用途制限地域)

中心市街地活性化法 (H10~)

中心市街地の活性化のために8府省庁で「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」を一体的に推進。

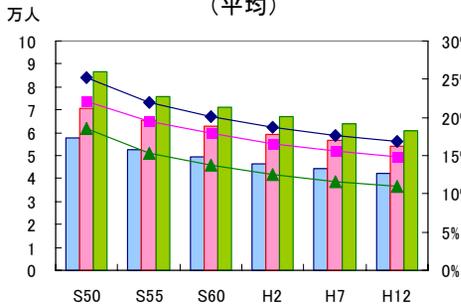
2. 中心市街地の現状について

中心市街地の現状は、全体としては依然として厳しい傾向

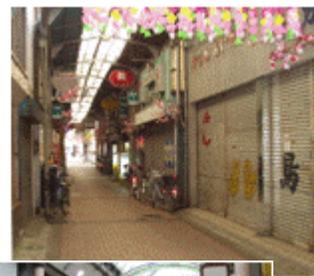
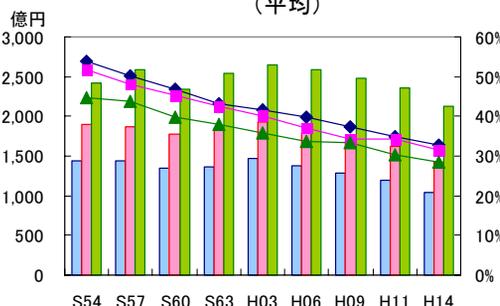
中心市街地の居住人口や販売額は減少

「シャッター通り」となった商店街

都市人口規模別の中心部の人口の推移 (平均)



都市人口規模別の中心部の販売額の推移 (平均)



● 20~30万人 ● 30~50万人 ● 50万人以上 (実数)
◆ 20~30万人 ◆ 30~50万人 ▲ 50万人以上 (市全体に対する割合)

※三大都市圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)以外の地域における人口20万人以上の都市(政令指定都市を除く)を対象として国勢調査を集計。
※過年度の販売額データについては、平成14年度の消費者物価指数を100として補正。

3. 都市計画法、中活法の改正(支援の拡充)による中心市街地再生の推進

都市機能の適正立地

- 大規模集客施設等の立地に都市計画の手続きを求める
- 公共公益施設立地に係る開発許可制度の見直し
- 市街化調整区域における大規模開発許可制度の見直し
- 都市計画区域外における都市計画規制の見直し

中心市街地の振興方策

- 基本理念、責務規定の創設 (国、市町村、事業者及び地域住民の連携の強化等)
- 国による「選択と集中」の強化 (中心市街地活性化本部の設置、基本計画の内閣総理大臣による認定制度)
- 民間主導による多様な主体の参画 (中心市街地活性化協議会の法定化)
- 支援措置の大幅な拡充 (認定基本計画への深掘支援)